

各務原市おくやみハンドブック無償提供業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、各務原市に死亡届を提出した遺族を対象に配布する、本市の死亡後の手続き等に関する内容を掲載したおくやみハンドブック（以下「おくやみハンドブック」という。）を発行するに当たり、おくやみハンドブックに広告を掲載し、各務原市へ無償で提供する民間事業者（以下「広告付物品提供者」という。）をより公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

なお、この業務については、広告付物品提供者が自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画、編集、印刷、納品等のおくやみハンドブック作成に係る全ての経費を各務原市が負担することなく発行するものである。

2 募集の内容

広告付物品提供者 1 者

3 業務内容

(1) 業務名称

各務原市おくやみハンドブック無償提供業務

(2) 業務内容

別添『各務原市おくやみハンドブック無償提供業務仕様書』のとおり

4 応募資格要件

各務原市おくやみハンドブック無償提供業務に応募する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加資格審査申請書提出日までのいずれの日においても、「各務原市競争入札参加資格停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 7 月 23 日決裁）に基づく排除処置の対象となっていない者であること。

- (6) 本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。また、法人税（個人にあっては申告所得税及復興特別所得税）並びに消費税及地方消費税について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (7) 令和元年度以降において、地方公共団体等の広告募集業務に関する契約等（民間事業者との契約を含む。）を履行した実績及び情報誌の発行業務と同種又は類似する業務（以下「本業務と同種の業務」という。）の実績があること。

5 スケジュール

- (1) 募集期間（公告期間） 令和7年7月11日（金）～7月28日（月）
- (2) 質問期間 令和7年7月11日（金）～7月17日（木）午後5時
- (3) 質問回答日 令和7年7月23日（水）
- (4) 書類提出期限 令和7年7月28日（月）午後4時
- (5) 審査結果通知 令和7年8月下旬

※スケジュールについては、各務原市の都合により変更する場合がある。

6 提出書類等

(1) 提出書類

この募集に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数
①	参加資格審査申請書	様式1	1部
②	会社概要など事業内容の分かる書類 (パンフレットなど)	任意	7部
③	業務実績書	様式2	7部
④	企画提案書	任意	7部
⑤	過去の成果物 (1例)	任意	
⑥	登記事項証明書（会社の場合） 身分証明書（個人の場合）	—	正本1部 副本（写し）6部
⑦	納税証明書（消費税および地方消費税）	—	正本1部 副本（写し）6部
⑧	地方税の納税証明書	—	正本1部 副本（写し）6部

※必要な書類は、各務原市ホームページから入手すること。

(2) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後4時（必着）

(3) 提出先

〒504 - 8555

岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

各務原市役所 市民生活部 市民課 担当：岡田・林

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は、土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までに提出すること。郵送の場合は、提出先まで配達記録の残る手段で提出すること。なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(電子メールでの提出は認めないので注意すること。)

(5) 業務実績書(様式 2)

(ア) 令和元年度以降に実施した(実施中も含む)本業務と同種の業務を 10 件まで記載すること。なお、10 件を超える場合は、代表的な業務を記載すること。

(イ) 提案者を識別できる情報(社名、ロゴ等)を含んではならない。

(6) 企画提案書(任意様式)

企画提案書の作成に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 企画提案書は、表紙と目次を除き、15 ページ以内で作成すること。

(イ) 企画提案書は文字サイズを 12 ポイント以上とし、A4 版・左上 1 箇所綴じとすること。
なお、必要に応じて A3 版横でも差し支えないが、A4 版のサイズに折り込み、2 頁でカウントすること。

(ウ) 各務原市おくやみハンドブック無償提供業務仕様書に従い、おくやみハンドブック発行に関し、必要な事項を提案すること。

なお、企画提案書には以下の事項を記載するものとし、①～⑧は必須、⑨は任意とする。

① 実施方針・コンセプト

② 業務スケジュール

③ 実施体制

④ 紙質

⑤ 冊子全体の台割及びデザイン見本

⑥ 広告掲載予定数及び掲載予定広告案

⑦ 広告募集計画

⑧ アフターサポート体制

⑨ その他独自の提案

(エ) 企画提案書は 1 者につき 1 提案とする。

(オ) 企画提案書には、提案者を識別できる情報(社名、ロゴ等)を含んではならない。

(7) 登記事項証明書又は身分証明書

申請書提出日より 90 日以内に発行されたもの。

(8) 納税証明書(消費税および地方消費税)

その 3: 未納税額がないことの証明(個人「その 3 の 2」又は法人「その 3 の 3」でも可)。申請書提出日より 90 日以内に発行されたもの。

(9) 地方税の納税証明書

住所を有する市町村の（法人または個人）市町村民税納税証明書（直前 1 年分）又は完納証明書。申請書提出日より 90 日以内に発行されたもの。

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は各務原市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、広告付物品提供候補者を選定する作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類（上記(3)の複製を含む。）は、この募集の目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、各務原市情報公開条例（平成 11 年各務原市条例第 2 号）に基づき、公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、この募集の実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

（ア）所定の質問書（様式 3）を電子メールで提出し、電話にて着信確認を行うこと。

（イ）メールアドレス：simin@city.kakamigahara.gifu.jp 電話：058-383-1078（直通）

(2) 質問書提出期限

令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて各務原市ホームページに掲載する。ただし、本広告付物品提供者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答期限

令和 7 年 7 月 23 日（水）

9 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

各務原市おくやみハンドブック広告付物品提供者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、選定を行う。

(2) 選定方法

委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案書等の内容から総合的に審査し、広告付物品提供候補者 1 者を選定する。なお、評価項目、評価視点及び配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

ただし、最高得点の 6 割の得点（以下「基準点」という。）に達しないものは広告付物品提供候補者として選定しない。

また、基準点に達していたとしても、評価基準表の評価項目の小項目のうち 1 項目でも「劣っている」と審査されたときは、広告付物品提供候補者として選定しない場合がある。

なお、最高得点の者が同点の場合は、項目ごとに比較し、「編集・企画内容」、「業務体制」、「実績」の順で選定を行うが、この場合においても広告付物品提供候補者が選定できないときには、委員会の合議による優劣の比較を行い、広告付物品提供候補者を選定する。

10 審査にあたっての質疑

企画提案書の提出後、選定委員から出された質疑に対する回答の提出を求める。

(1) 実施方法

質疑の送付、回答ともに電子メールにより行う。

(2) 日程

企画提案者に対し別途通知する。

(3) 回答様式は任意とする。

11 提案者が 1 者の場合等の取扱い

(1) 提案者が 1 者のみの場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を広告付物品提供候補者とする。

(2) (1) で基準点を満たさない場合、提案者が 2 者以上で基準点を満たす提案者が 1 者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

12 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日、参加者全員に文書で通知するとともに、各務原市ホームページで公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

13 担当部署との協議

広告付物品提供候補者は、各務原市おくやみハンドブック無償提供業務に関する協定締結に向けて仕様書の内容について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、広告付物品提供候補者がこの募集で提案した内容が基本となるものの、各務原市と広告付物品提供候補者との協議により最終的に決定する。

なお、広告付物品提供候補者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、協定締結に向けた交渉を行う。

14 その他

- (1) 提案者は、実施要項等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案者は、実施要項等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることとはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該業務の広告付物品提供者の決定については、広告付物品提供候補者を対象として業務内容、仕様書等の内容を各務原市と協議した上で提供者を決定、協定を締結するため、候補者の選定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該広告付物品提供者を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと各務原市が判断した場合には、企画提案書等を無効とする。なお、企画提案書等を無効とした場合は、別途通知するものとする。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - (ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (イ) この募集を公告した日以後、選定委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合

15 事務局

〒504 - 8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 市民生活部 市民課 担当：岡田・林

電話：058-383-1078（直通）

電子メール：simin@city.kakamigahara.gifu.jp

評価基準表

1 評価点数

各評価項目とも次の4段階で評価します。

	5 点の項目	10 点の項目	15 点の項目
優れている	5 点	10 点	15 点
やや優れている	3 点	6 点	10 点
普通	1 点	2 点	5 点
劣っている	0 点	0 点	0 点

2 評価項目、評価視点及び配点

次に定める評価項目及び評価視点で評価を行います。

評価項目		評価視点	配点
大項目	小項目		
全体	業務の理解度	本業務の目的を的確に理解しているか。	10 点
編集・企画内容	情報量	死亡後の手続きを十分に反映することができる行政ページ数を確保しているか。	5 点
	デザイン・構成	利用者に対して見やすく、分かりやすいデザイン、構成、文字サイズ等となっているか。	15 点
	企画提案内容	要請する内容を満たしているか。	15 点
		広告の掲載位置は利用者がおくやみハンドブックを通読するのを妨げないよう配慮されているか。	15 点
広告	広告営業	広告の確保方策は明確であるか。	10 点
業務体制	実施体制	人員は適切に配置されているか。また、当該業務に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。	5 点
	業務スケジュール	業務スケジュールは無理のない適切なものとなっているか。	5 点
	アフターサポート	発行後の第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合の対応体制は万全を期しているか。	10 点
実績	類似実績	同種・類似業務の実績は十分か。	10 点
合計点			100 点